平成２３年（フ）第２８７８号
福岡市東区和白丘３丁目３番26―305号
債務者　久保山　歩
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９１１号
福岡県筑紫野市永岡685―１
債務者　高島　正成
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９４１号
福岡県大野城市紫台15番１―302号
債務者　古賀　明彦
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９４６号
福岡市南区大橋４丁目19番39―602号
債務者　菅原　政信
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９５７号
福岡県春日市桜ヶ丘６丁目４番地
債務者　野原　栄二
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９５８号
福岡県春日市桜ヶ丘６丁目４番地
債務者　野原　飛鳥
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９６０号
福岡市西区野方１丁目10番25号
債務者　佐藤　晴美
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９８０号
福岡市東区箱崎１丁目13番１号
債務者　柴岡　秀興
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３２号
福岡市西区愛宕２丁目10番７―1201号
債務者　平島由美子
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３９号
福岡県福津市中央２丁目３番13号
債務者　城野　陽介
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７１号
福岡市南区横手３丁目27番10号
債務者　山口　真琴
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０１号
福岡市東区馬出４丁目８番１号
債務者　山浦　和代
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１２号
福岡県朝倉郡筑前町下高場1934番地県営住宅202号
債務者　下川ヱツ子
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２５号
福岡市南区弥永団地22番505号
債務者　浦中　　眸（旧姓香月）
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５６号
福岡県春日市須玖南８丁目72番地１稲永アパート202号
債務者　古井　広治
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６９号
福岡市東区若宮２丁目21番３―401号
債務者　原田　友理（旧姓古賀）
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１３号
福岡市早良区四箇田団地24番402号
債務者　竹本　三徳
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１４号
福岡市早良区四箇田団地24番402号
債務者　竹本　浩子
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部